

# 北海道バプテスト連合教役者会規約

(名称)

第1条 本会は、「北海道バプテスト連合教役者会」と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、幹事長の所属する教会の住所に置く。

(組織)

第3条 本会は、北海道バプテスト連合に連なる教会・伝道所が招聘した教役者をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、福音伝道の活発な働きをするために、研鑽を積むことと、主にある交わりを[あつ](#)くすることを、その目的とする。

(活動)

第5条 本会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 牧師セミナー
- (2) 教役者家族退修会
- (3) その他

(議事)

第6条 本会の運営のために、牧師セミナーの中で随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(幹事)

第7条 本会は、その運営のために幹事3名を置く。

- 2 幹事の任期は3年とする。
- 3 幹事会は、幹事の互選により幹事長1名を選任する。幹事長は、教役者会を代表する。

(選出方法)

第8条 幹事は、牧師セミナーの中で行われる会議の中で、互選をもって選出する。

(経費)

第9条 本会の経費は連合からの活動補助費および連合加盟教会からの教役者会費をもってまかなう。

(家族入学祝い金)

第10条 本会の会員の子が入園・入学する場合に祝い金を支給する。その規定は別途定める。

(会計管理)

第11条 銀行口座等については、会計が代表して管理する。

(規約改廃)

第12条 本規約の改廃は牧師セミナーの中で行われる会議の中で出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(附則)

この規約は2019年8月27日より施行する。

この規約は2020年8月25日より施行する。